

宮古島市と津山市の姉妹都市縁組50周年記念事業に係るロゴマーク利用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、別記「宮古島市と津山市の姉妹都市縁組50周年記念事業に係るロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、宮古島市及び津山市(以下「両市」という。)に属する。

(利用の申請)

第3条 ロゴマークを利用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合、両市又はいずれかの市が主体となって実施するイベント等で利用する場合を除き、あらかじめ両市いずれかの市長(以下「当該市長」という)の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、利用申請書(別記様式第1号)に次の書類を添えて、当該市長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) ロゴマークの利用状況がわかる完成見本等
- (3) その他市長が必要と認める書類

(利用の許諾)

第4条 当該市長は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が宮古島市と津山市の姉妹都市縁組50周年記念事業又は両市のPRに寄与すると認めるときは、利用の許諾(以下「利用許諾」という。)をすることができる。この場合において、当該市長は必要があると認める場合には、ロゴマークの利用方法その他について、条件を付することができる。

2 当該市長は、利用許諾を行ったときは、利用許諾書(別記様式第3号)を申請者へ送付する。

(利用許諾の制限)

第5条 ロゴマークの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該市長は許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 両市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合

- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号)
第 2 条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する
場合
- (6) ロゴマークの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認めら
れる場合
- (7) ロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) ロゴマークの著しい変形その他ロゴマークの利用が適当でないとして認めら
れる場合
- (9) その他市長が別に定める要件に該当しない場合

(利用料)

第 6 条 利用料については、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第 7 条 第 4 条の規定による利用許諾を受けた者(以下「利用者」という。) は、次に掲
げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用内容のみに利用すること。
 - (2) 当該利用に係る物件の完成品を提出すること。ただし提出が困難なものについ
ては、写真等を提出すること。
 - (3) 第 4 条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
 - (4) ロゴマークを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、当該市長が示す許
諾番号を当該商品、包装、広告等に必ず明示すること。
- 2 両市は許諾番号をそれぞれ管理台帳(別記様式第 6 号) で管理し、各市が発行した許
諾番号の末尾に宮古島市は「M」を、津山市は「T」を付記する。

(許諾内容の変更等)

第 8 条 利用者が利用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請
書(別記様式第 2 号) を、利用申請をした市長に提出し、市長の許諾を受けなければな
らない。

- 2 当該市長は、前項に規定する変更申請書を受領した場合には、その内容を審査のうえ、
適当と認めるときは、これを許諾し、変更許諾書(別記様式第 4 号) を交付する。

(許諾の取消し等)

第 9 条 当該市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許諾(前条の追加又は変
更の許諾があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。) を取り消し、利用
者に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。利用者は、利用許諾が
取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 利用者がこの要領に違反した場合
- (2) 利用者が第 4 条の利用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(4) 第 5 条各号のいずれかに該当するに至った場合

(5) その他ロゴマークの利用継続が不相当であると認められた場合

- 2 当該市長は、前項の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 当該市長は、利用者にロゴマークの利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(利用の非独占性等)

第 1 0 条 この要領による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを利用する権利を付与し、かつ、商品、利用者等について市の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第 1 1 条 両市は、この要領による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

- 第 1 2 条 当該市は、ロゴマークの利用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 利用者は、ロゴマークを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、両市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
 - 3 利用者は、ロゴマークの利用に際して故意又は過失により、両市又はそのいずれかに損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(事務)

第 1 3 条 この要領に関する事務は、宮古島市観光商工局観光課又は津山市総合企画部秘書広報室が行う。

(その他)

第 1 4 条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの利用に関し必要な事項は、両市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 2 6 年 4 月 1 4 日から適用する。